

I. 駅周辺における自転車等の放置等の状況と駐車対策の状況

1. 調査対象地域等

(1) 調査対象地域

平成 25 年 10 月 1 日時点の、各都道府県の市、東京都特別区及び三大都市圏（東京駅から概ね半径 50 km（以下「東京圏」という。）、名古屋駅から概ね半径 40 km（以下「名古屋圏」という。）及び大阪駅から概ね半径 50 km（以下「大阪圏」という。）の町村（別紙表参照）。全 878 市区町村（20 政令指定都市、769 市、23 区、62 町、4 村）。

本調査において「駅周辺」とは、自転車（注 1）又は原動機付自転車（注 2）（以下「自転車等」という。）の放置が当該駅の利用者によるものと考えられる範囲をいう、範囲の具体的な判断は各市町村によるが、概ね 500m 内の区域と考えられる。また、「放置自転車」とは、自転車駐車場以外の場所に置かれている自転車であって、当該自転車の利用者が当該自転車を離れて直ちに移動することが出来ない状態にあるものをいう。

(2) 調査方法

各地方公共団体による実態調査の結果を収集・集計した。なお、自転車の放置台数については、1 駅における放置台数が 100 台以上の駅を集計対象とした。また、複数の異なる路線・事業者の駅が非常に接近している場合には、1 駅としてカウントされている場合がある。

(3) 調査時点

- ① 自転車の放置台数の状況：平成 25 年（10 月～11 月の晴天の平日の概ね午前 11 時頃を調査時点の基準としている。）
 - ② 自転車等駐車場、レンタサイクル及び撤去自転車等の保管場所の設置状況：平成 25 年 8 月末
 - ③ 自転車等の駐車対策の推進体制（自転車等駐車場整備に対する補助・奨励策、協議組織の設置）の状況：平成 25 年 8 月末
 - ④ 自転車等の撤去、返還、売却、廃棄、リサイクルの状況：平成 24 年度中
- (注 1) 道路交通法（平成 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (注 2) 道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。
- (注 3) 同交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 2 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。